【スペイン】「民主主義の記憶」法の制定

海外立法情報課 山岡 規雄

*2022 年 10 月、スペインにおいて、内戦とフランコ独裁政権の犠牲者の記憶を保持するための法律が制定された。内戦の義勇兵等に対しスペイン国籍を付与する規定も設けられた。

1 法律制定の目的

スペインでは、2020年1月に社会労働党とポデモスの連立政権として第2次サンチェス (Pedro Sánchez) 政権が成立した。サンチェス首相は、翌月に開会した国会において、フランコ (Francisco Franco) 独裁政権の犠牲者のための正義を実現することを目的とする新法を制定する意向を表明した 1 。法律案は、2021年8月に下院に提出され 2 、修正を経た後、2022年7月4日に可決され、上院において同年10月5日に可決され、成立した(10月20日公布、翌21日施行) 3 。

法律の前文(preámbulo)によると、この法律の目的は2つあるとされる。1つには、スペインの歴史における民主主義の発展と現在の法治主義に基づく社会的な民主国家の形成に貢献した人々や組織に関する知識の普及を促進することであり、もう1つは、真実の認識、正義の確立、賠償の促進、公権力による記憶の義務の確立(後述2(5)参照)を通じて、内戦とフランコ独裁の犠牲者の記憶を保持することである4。

スペインでは、1970年代の独裁体制から民主主義体制への移行の際に、旧体制支持者への処罰を免除し、過去を政争の具として利用しないことを旧体制支持派と民主派との間で約したことから、円滑な移行が実現したとされる。しかし、近年、若い世代を中心に、こうした解決策に疑問が持たれるようになり、今回の法律制定に至ったとされる5。

2 法律の内容

(1) 目的

法律の目的については、上記1でも述べたが、前文に加え、第1条にも法律の目的に関する規定があり、①憲法上の原則・価値・自由をめぐる世代間の連帯の促進を目的とした民主主義の記憶の回復・保護・普及(第1項)、②内戦、独裁政権下で迫害を受けた人々の被害の認知(reconocimiento)、賠償と記憶回復の促進、国民を分断した要因を排除するための措置をとること、憲法上の原則・価値・自由をめぐる連帯の促進(第2項)が掲げられ、第3項において、1936年7月18日のクーデター6とその後の独裁政権が否定・非難され、クーデター後に成立した体制は非合法であると宣言されている。

外国の立法 No.294-1 (2023.1)

^{*} 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年12月5日である。

^{1 &}quot;Sánchez aboga por una legislatura del diálogo para resolver las cuestiones de Estado pendientes," 2020.2.12. La Moncloa (スペイン首相府) website https://www.lamoncloa.gob.es/presidente/actividades/paginas/2020/120220-sesioncontrol.aspx

² 121/000064 Proyecto de Ley de Memoria Democrática https://www.congreso.es/public_oficiales/L14/CONG/BOCG/A/BOCG-14-A-64-1.PDF

³ Ley 20/2022, de 19 de octubre, de Memoria Democrática (BOE núm. 252, de 20/10/2022) https://www.boe.es/busca-r/act.php?id=BOE-A-2022-17099

⁴ 当初の法律案では、この内容は、法律の前文としてではなく、法案説明書における制定理由として書かれていた。

⁵ "A law to fight Franco," Economist, 2020.9.19/25, p.46.

⁶ この日にスペインの第二共和制の政府に対し、陸軍の将軍のグループがクーデターを起こし、内戦に発展した。

(2) 「犠牲者」の定義

第3条は、この法律にいう「犠牲者(víctima)」を定義している。1936年7月18日のクーデターから1978年の憲法施行までの間に、国籍を問わず、人権に関する国際的な規範及び国際人道法に反する行為又は不作為によって身体的、精神的若しくは心理的な損害、財産上の損害又は基本権の本質的な侵害を被った全ての人が「犠牲者」とされる(第1項)。また、第1項に規定する損害を被った人の親族も「犠牲者」とみなされるとし、親族とみなされる親等の範囲(原則として4親等の範囲内)等が規定されている(第3項)。

(3) 「犠牲者」が真実を知る権利

第15条では、「犠牲者」に対し、真実を知る権利が保障され、以下、失踪した人々の遺体の捜索、発掘、身元の特定(第16~24条)、民主主義の記憶の回復のための資料保存、資料へのアクセス(第25~27条)、国際的な人権違反等に該当する行為を調査する権限を有する「人権及び民主主義の記憶に関する法廷検事(Fiscal de Sala de Derechos Humanos y Memoria Democrática)」の設置(第28~29条)について規定している。

(4) 賠償

第30条から第33条までは、「犠牲者」への賠償に関する規定である。「犠牲者」は、国による被害の認知及び完全な賠償に対する権利を有する(第30条)。第31条は、没収された財産及び経済的な制裁に対する賠償について、第32条は強制労働に対する賠償について規定している。国際的に注目を浴びたのは、第33条の規定であり、これによると、1936年から1939年の間の内戦に参加した国際旅団(Brigadas Internacionales)つの志願兵並びにその子孫であって、その尊属の記憶及びスペインにおける民主主義の防衛の記憶を継承する活動を行っているものについては、国籍取得要件として民法第21条第1項に規定する「例外的な状況(circunstancias excepcionales)」を適用し、帰化許可書(carta de naturaleza)に基づくスペイン国籍の取得を認め、同法第23条b号に規定する従前の国籍の放棄を取得の要件としないとされた。

(5) 民主主義の記憶の義務

第 35 条から第 55 条までは、公的機関による民主主義の記憶に関する義務について規定されている。民主主義の記憶に反するシンボル等の公共の場からの排除、当該シンボル等の目録の作成(第 35~36 条)、民主的な価値と両立しない栄典等の見直し(第 40~42 条)、教育政策等(第 43~48 条)、記念地の指定、従来の呼称の変更 8 等(第 49~54 条)に関する規定が置かれている。

3 今後の動向

この法律の制定を主導した左派連立内閣は、少数与党であるため、他の少数政党の協力を必要としていた。今回は、バスク独立を掲げてテロ活動も行っていた「バスク祖国と自由」(ETA) (2018 年に解散を宣言) との密接な関係が指摘されている会派「エウスカル・エリア・ビルドウ (Euskal Herria Bildu)」の協力を得て法律が成立したため、保守政党の側は強い反発を示し、国民党は、自らが政権を奪回した際にはこの法律を廃止すると主張している%。

_

⁷ 第二共和制の政府により編成された外国人義勇兵旅団。

^{*} フランコ総統が、内戦の戦死者の慰霊施設として建設した「戦没者の谷 (Valle de los Caídos)」をこの地域の名称である「クエルガムーロスの谷 (Valle de Cuelgamuros)」に変更した(第54条)。フランコ総統の遺体も、この施設の近辺に葬られていたが、2019年、サンチェス政権は、他の場所への遺体の移送を行った。

⁹ "Spaltende Vergangenheit," Frankfurter Allgemeine Zeitung, 2022.7.12.